

ご旅行条件書

この旅行条件は「ダイナミックJTB」に適用させていただきます。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行条第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

1)この旅行は、2018年3月31日までは株JTBワールドケーション(東京都品川区大崎2-24-9 観光庁長官登録旅行業1691号)が、2018年4月1日以降は株JTB(東京都品川区東品川3-2-1 観光庁長官登録旅行業64号)以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。

2)当社はお客様が当社に申し込んで運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅費管理することを引き受けます。

3)旅行契約の内容・条件は、パンフレットまたはインターネットホームページにおいて旅行日程等コース等の条件を説明したものに(以下総称して「パンフレット」といいます)。本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、当社旅行契約款募集型企画旅行契約の部(以下「最終約款」といいます)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1)当社又は「受託販売所」に記載された当社の受託営業所(以下「当社」といいます。)によって必要事項をお申し出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20％以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面上に必要事項を記入した場合もござります。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立するものといたしました。インターネットホームページにてお申し込みの場合、当社が当社サイトにて所定の事項を入力の上、サイト上でクレジットカードにより次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金を支払いただくときにその一部として繰り入れます。旅行契約は当社が申込金を受理し、契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。旅行契約は予約完了時「契約締結承諾画面」を表示したときに成立いたします。

旅行代金	申込金(おひとり)		申込金(おひとり)	
50万円以上	10万円未満	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日まで	10万円以上旅行代金の20%以内	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで		10万円以上旅行代金の20%以内	
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで		5万円以上旅行代金の20%以内	
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金まで		3万円以上旅行代金の20%以内	
10万円未満	旅行代金の20%以内		2万円以上旅行代金の20%以内	
			旅行代金の20%	

1)1)当社は電話、郵便及びフ Axンファミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付ることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。

2)ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項2)より申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はフ Axンファミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、フ Axンファミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項3)の定めにより契約が成立します。

4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものと、複数ご一纏めでのご契約とみなします。

5)契約責任者は、お客様が定める日まで、に、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第23項および第3者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が属した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については「参加者の性別・年齢・資格・技能その他条件が当社指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

3)お客様が乗務員、乗務員補助員、乗務員以外のその他仮会社員、その他仮会社員、乗務員以外の場合は、ご参加をお断りする場合があります。

4)お客様が、当社に必要書類(領収書、領収書控え)を取り戻すことに関して、強制した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5)お客様が、風説を流布したり、偽装や威力を用いて当社からの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

6)健康を害している方、車椅子などの特需をご利用になっている方や身体に障いのある方、食物アレルギー—動物アレルギー—のある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれら状態に変わった場合も直ちに申し出ください。)。あらかじめ当社にご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

7)前号の申し込みを受けた場合は、当社が、可能かつ合理的な範囲内でこれを行います。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺ひ、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様から申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断しし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置を要する費用は原則としてお客様の負担とします。

9)当社は、本項1)(2)(6)(7)(8)の場合、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、1)(2)はお申し込みの日から、6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

10)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかため必要な措置をとらせていただきます。これにかからる一切の費用はお客様のご負担となります。

11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を定めている場合があります。

12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

13)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みを断る場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1)当社は、旅行契約成立後、当社にお客様に、旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等より構成されます。

2)本項1)の契約書面を補充する書面として、当社にはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運とも旅行開始日の前日までにお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、お申し込み日旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して60日目に当たる日以以降、21日前までの間で当社が定める日までにお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前にあたる日以以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加旅行代金及び第14項記載の交番手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出の日を指し、お客様の承諾といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項1)の【1】の「A」の「取消料」、第15項1)の【2】の「A」の「違約料」、及び第23項の【1】の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」の表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらかじめ旅行者に一律に課税されるものに限ります。】を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)

2)旅行日程に含まれる送迎(バス等の送迎(空港・駅・ホテル)、「旅行日程表」にお客様負担)と表記されている場合を除きます。

3)旅行日程に明示した観光の料金(入館料、料下料金、入場料)

4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税、サービス料金(パンフレット等に特別記載のない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)

5)旅行日程に明示した食料の料金及び税、サービス料金

6)航空機による手荷物の運搬料金

航空会社の定める無料手荷物容量以内の手荷物運搬料金(ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを行っているです)。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。

7)別項での補償に該当しない一部含まれないコースがあります。但し、一部(空港・駅・ホテル)ではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

8)燃油料チャージコースの燃油料金チャージ
9)該当コースについては、航空会社のでめる燃油料金チャージの増額・減額があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項1)から9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項6)における航空会社で定める手荷物の有料のサービス料
- 3フリー・エグジト、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれ以外伴う料「ザビエル」
- 渡航手續料(諸請求費用(旅券印紙代・査証料・予約振替料金・渡航手續代料金)
- お客様のご都合によるフェイェルサービス料金(別振替料金の小旅行)の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金(例: 燃油料金チャージ)
 - ※航空会社のでめる付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返します。(前項9)のコースの燃油料金チャージは除きます)

7)旅行日程に明示した国・都市において、現地でも直接徴収される宿泊等の税金・諸税(ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)

8)日本国内の空港施設使用料等

9)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

10)旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社がホームページで明示したコースを除きます。)

10. 追加代金と割引代金

(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます)

①お1人部屋を使用される場合の追加代金

②観光なしプラン等を基本とする「観光つきプラン」等の追加代金

③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金

(4)国内線特設航空プラン

⑤その他「パンフレット」等で「xxxx追加代金」と称するもの(ご希望をお受けする届「パンフレット等」に記載した場合の追加代金等)

⑥第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引日後の旅行代金を設定した場合を除きます)

(1)パンフレット等で当社が「ダブル印刷」等と称し、1つの部屋に3人以上が「宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金

(2)当社が「パンフレット等で○○○割引代金」と称するもの

11. 旅券・査証について

1)ご旅行にあする旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する理由により旅券・査証等の取得が必要とあってもその責任を負いません。

2)渡航先の国又は地域において旅券に有効残存期間を必要とする場合は、旅券の買取りをさせていただきます。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるとのため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ適切に当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においては遅くとも、パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

2)当社は本項1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項1)の定めのとおり、その減少額だけ旅行代金を減額します。

3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社またはお客様が減少した費用を超過する額を減額して旅行代金を減額します。

第12項より旅行契約が変更され、旅券変更を要する費用(当該旅行内容の変更のため必要とする提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後当社に異議を唱ずるべき事由にあらざる当該利用人員の変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様の交替は受け付けられません。また、氏名の訂正についても一旦予約したア어의取り消しの後、再度新規で予約となります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前

1)お客様が解除権

注、お客様は次表に記載した取消料(おひとりにつき)をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

注、貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約、及び旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(日本発着時に船舶を利用するコースを除く)の場合は、各パンフレットまたはコースページに明示している旅費を取消料として申し受けます。

日程表にPEX運賃を利用している旨の記載がない旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7	に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)		無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上・10万円 旅行代金が30万円以上・50万円未満:5万円 旅行代金が15万円以上・30万円未満:3万円 旅行代金が10万円以上・15万円未満:2万円 旅行代金が10万円未満:旅行代金の20%		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%		
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%		
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%		

日程表にPEX運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7	に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行契約の締結時から旅行開始の前日から起算してさかのぼって41日目にあたる日まで	航空券取消料等の金額		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～15日目にあたる日まで	旅行代金が50万円以上・10万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が30万円以上・50万円未満:5万円 旅行代金が15万円以上・30万円未満:3万円 旅行代金が10万円以上・15万円未満:2万円 旅行代金が10万円未満:旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	旅行代金が50万円以上・10万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が30万円以上・50万円未満:5万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が15万円以上・30万円未満:3万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円以上・15万円未満:2万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円未満:旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方		
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方		
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%		

イ、お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- 第13項1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又はこれと可能となるおれお客様が、適切な対応を講じたこと。
- 当社らがお客様に対し、第5項の2)に記載した最終旅行日程表を同様に規定する日までにお渡ししなくなったとき。
- 当社が責に帰する事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- 当社は本項1)の【1】の「A」より旅行契約が解除されたときは、既に取得している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しさせていただきます。取消料がお客様ご都合で認められたときは、その差額を申し受けます。また本項1)の【1】の「B」により、旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

エ、日に含まれる地域に比べて、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施しない場合)、お客様が旅行不可能になるときは、所定の取消料が必要となります。

オ、お客様のご都合による旅行日数、出発日、帰国日、ご利用便、ご利用ホテル、宿泊日や泊日数、ご旅行代金、プランなどの旅行内容の一部の変更については、ご旅行全体の取消消とみなし、再予約が必要となります。団体・グループを構成するご利用者すべてが、所定の取消料を構成する旅行内容全費分取受します。

カ、当社の責任とらならない各種ローの取扱い、上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を取ります。

2)当社の解除権

ア、お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項1)の【1】の「A」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

ア、お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

バ、お客様が第7項の3)から5)までのいずれかに該当する場合と判断したとき。

ク、お客様が病中、必死の闘争に存在するその他の事由により、当該旅行契約を成立し、又は認められたとき。

カ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

エ、お客様が契約内容に説明し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

フ、お客様のご都合でパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合が4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日目にあたる日より前日旅行中止のご返金となります。

	当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合		ダイナミックJTBの約款表	
[1]パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更					[1]本邦内と本邦外との間における指定した航空券の変更（ひとつの旅行契約につき）	
[2]パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更					[2]本邦内と本邦外との間における指定した航空券について(ひとつの旅行契約につき)	10.00%
[3]パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は設備のうち(1)料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の等級の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合を除きます。)					注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行者サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注2：⑨に料率の変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。 注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行者サービスの場合1該事項毎に1件とします。 注4：④[1]③に掲げる変更又は1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。 注5：③[3]④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として扱います。 注6：④[4]運送機関の会社名の変更、⑦[7]宿泊機関の名称の変更につき「宿泊機関の会社名の変更」として取り扱います。 注7：④[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。	
[4]パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更						
[5]パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行者終了時の航空券の異なる便への変更	5.00%		10.00%			
[6]パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行者の乗継便又は自由便への変更						
[7]パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更						
[8]パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は等級その他の客室条件の変更						
[9]上記①[1]～⑧に掲げる変更のうち乗機/パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル欄に記載があった事項の変更						

24. 通信契約による旅行条件

当社からが発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」という(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申し込みを受け取る場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- 1本項以下「カード」利用日とは、会員及び当社が旅行契約に署名し旅行代金等の支払い又は払戻し義務を履行すべき日になります。
- 3申込みの際に「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社から通知していただきます。
- 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合は、当社らがこの通知を発生した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法にて通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名なして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は契約成立日とします。
- 契約解除のお申し込みの場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(滅菌又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として処理します。
- 写し等の理由により会員の申し込みしたクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいたします。ただし、当該期日までにお支払いいただけない場合は第15項[1]の「1」の取消料と同額の連約料を申し受けます。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域別の渡航に関する情報が発信されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外危険情報ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。なお、契約後に出発までの間に、該当の国・地域に海外危険情報が出される場合があります。極力お客様より旅行業者へ申し渡す取扱いを致し、安全確保に努めます。また取扱い可能な範囲の対応を行います。お問い合わせ先「お問い合わせセンター」をご覧ください。

また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびじん」 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabijin/ への登録をお勧めいたします。

26. 衛生情報について

27. 海外流行病についての「厚生労働省感染症情報センターホームページ」http://www.forth.go.jp/」をご確認ください。

27. 海外流行病についての「厚生労働省感染症情報センターホームページ」http://www.forth.go.jp/」をご確認ください。

28. 個人情報取得の取扱い
①当社は、旅行申込みの受付に際し、前定申込書に記載した項目についてお客様に個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報項目をご自分で選択することはお客様の任意であり、全部または一部の情報提供を拒みいただけない場合でも、お客様への連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、お客様お引受変更にたいご対応いたします。取得した個人情報に関するお問い合わせは「総合旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

②当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続等に必要範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等のための必要範囲内でお申込みいただいた「パンフレット」及び「確定書面」等の印刷物を発行等で利用する場合があります。お客様が個人情報を取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

③当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお用いいたします。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方々へ連絡が必要とあると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報提供に関するお問い合わせについては連絡先の方の同意を得るものとします。

④当社は、旅行代金業務、旅行業務取扱、空港等でのサービス等に関するお問い合わせやお問い合わせの個人情報を取扱業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により審査し、機密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預かります。

⑤当社は、当社が保有するお客様企業データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の情報をもつて、当社のグループ企業と共同で利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの事業内容、お客様の申込との関係化、催し物内容等のご選択、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行って、当社グループ企業については、株式会社ジェティエービーのホームページ（http://www.jtccorp.jp/jp/privacy/）をご参照ください。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

- ①お客様が個別の案内・買物等を添乗員等に依頼された費用のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- ②お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。お客様の責任で購入していただきます。お客様のお手回しはいたしません。免税戻金がある場合は、ご購入品を必ず荷物としてご用意ください。お客様の土産物・空港等をご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内語法令により日本の持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- ③当社は代金の場合も旅行開始日の再実施いたしません。
- ④子ども代金は、旅行開始当日日基準に満2才以上～12才未満の方へ適用いたします。幼児代金は旅行開始当日日を基準に、満2才未満（航空座席及び客室におけるベドを専用では使用しない方）に適用します。
- ⑤当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては「パンフレット集録等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に着陸(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内の集合場所にて、海外での解散地まで集合してからの送迎等でお解散となります。
- ⑥日本国内の空港発着から、本項⑤の発着空港までの区間に別送手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- ⑦日本国の募集型企画旅行にに参加した日以外、航空会社のマニフェストを受けられる場合があり、同一サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の乗機により、同一サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項[1]及び第23項[1]の責任を負いません。
- ⑧お客様のローマ市民権をお持ちしまたはご記入されている際に、同行する際にパスポートに記載されている第9項にお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、旅行契約を解除いただき、再度新規のご予約が必要となります。旅行契約の解除には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

(2018年1月)

受取販売	海外格差航空券・ツアーのお申し込みは
電話番号 ：050-3757-1347 / 03-5539-2273	
年中無休 (5/3～5及び12/30～1/3は除く) 営業時間 ：月～金/10:30～18:30 土/日祝/10:30～17:30	
	日、祝日の電話受付は行っておりません。
	株式会社 イー・ピー・アイ 東京都品川区東品川2-3-11 JTビル6階 〒140-8602
	総合旅行業務取扱管理者 中野 克彦 東京都知事登録旅業第3-5786 http://abi-1.com

通知をいたします。

- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- h. 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

- i. 上記何れ一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき、(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合においてはお取消料については、本項[1]の「1」の扱いをします。
1. 上記の例として、新規に稼航する航空会社および新航線等が当該航線を利用する場合は、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許可取得ができなことににより運送サービスを中止されるとき、

ウ 当社は本項[1]の[2]のAにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から連約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項[1]の[2]のBにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

②旅行開始後の解除

[1]お客様の解除・払い戻し

ア お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様への権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
イ 旅行開始後であっても、お客様の負担の大きいパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスを提供に係る部分の契約を解除することができます。
ウ 本項[2]の[1]の場合において、当社は、旅行者のうち旅行サービスに当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、連約料その他の既に支払い、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

[2]当社の解除・払い戻し

ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が第4項③から⑤までのいずれかに該当するときに判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示へのご反発、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

イ 解除の効力及び払い戻し
本項[2]の[1]の場合として、事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行者サービスの提供者に対して、取消料、連約料その他の名目でご既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が支払いしたその提供を受けていない旅行者サービスに係る部分の費用から当該旅行サービスを提供しなかった当社の支払うべき取消料、連約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ 本項[2]の[2]のa.、d.より当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様ののご負担で出発地に戻るための必要手配をいたします。
エ 当社は本項[2]の[2]のAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

①当社は、「第13項の②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しには解除の翌日から起算して7日以内、お客様からの減額又は旅行開始後の解除による払い戻しに対しては「パンフレットに記載した旅行終了日」の翌日から起算して30日以内、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

②本項1)の規定は、第19項(旅行代金)又は第21項(損害賠償責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していたくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

①添乗員の同行の有無は「パンフレット」に明示いたします。

②添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

③添乗員が同行しない旅行においては、お客様における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

④添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が支配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生時の翌日から起算して2年以内当社に対して通知がある場合に限ります。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項[1]の責任を負いません。[1]天災地震、戦乱、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行中の中止[2]運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害[3]運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行中の中止[4]官公署の命令、外国の出入国機関、伝染病による隔離又はこれらによる中止[5]自由行動中の事故[6]食中毒[7]盗難[8]運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞り時間の短縮

③手荷物については生じた本項[1]の損害につきましても、本項[1]のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生時の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が旅行参加者の1人あたり最高15万円まで(当社が故意又は重大な過失がある場合は除きます)といたします。

④航空機緊急事態発生の際により「搭乗者及び機長(乗務員)との乗客との予約(乗客予約)をお持の場合、航空会社と予約が消されたとき当社は責任を負いません。

20. 特別補償

①当社は前項[1]の補償の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来事故により、その生命、身体に被られた一定の損害(死亡補償金(250万円)、入院医療費(47万円)＋入院給付金(4万円)及び通院費用(2万円)及び通院費用(2万円)－1万円)を、また手荷物に対する損害につきましてもは損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円以上、上限1募集型企画旅行お客様1人あたり15万円を上限とします)、を支払います。

②本項[1]にかかわらず、当社が手配した募集型企画旅行を含む旅行サービス提供が一切行われなくなったときは、その旨「パンフレット」に明示した場合に限る。当該募集型企画旅行参加中ではいたしません。

③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等)の登山用具を使用するもの、リュージュ、ホブレス、スキーダビング、ハングライダー、搭乗、超超量動物機(モーター/プロングライダー)、マクローランド機、ウルトラライド機等)搭乗、ジャーボレー、操縦車その他これらに類する危険な運轉中の事故による場合は、本項[1]の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該損害が募集型企画旅行中に発生し認められているときは、ご対応いたします。

④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、入浴券、入館券、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除物品については、損害補償金を支払いません。

⑤当社が本項[1]に基づき補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねる負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしいたします。

21. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

③お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において適切な対応に努むものとします。お客様は、当該旅行サービスが提供されない場合は、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

22. オプションツアー又は情報提供

①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象とし、別個の契約内容の買取りを受けて当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、また募集型企画旅行契約の契約内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等でご案内であり、と明示します。

②オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人であるを「パンフレット」に明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨「パンフレット」又は確定書面に記載した場合は除きます)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に準拠ります。

③当社は、「パンフレット」等で「単なる情報提供」して可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示する場合があります。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨「パンフレット」又は確定書面に記載した場合は除きます)が、それ以外の責任を負いません。

23. ダイナミックJTBの旅旅保証および約款表

①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の整理、提供責任を負うこととした。①[1][2][3]で規定する変更を除きます)。は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

[1]次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋の他のお客様の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
ア 旅行日程に支障をもたらす天災地震、火災、戦乱、宇 乱、暴動、イ 官公署の命令
オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止
カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない遅延サービスの提供
キ 旅行参加者の生命又は身体のお安全確保のための必要な措置

[2]第15項の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」にダイナミックJTBの旅行商品が30％を乗じて得た額を上限とします。「ダイナミックJTBの約款表」は複数項目に該当する場合、お支払いする上限は旅行代金の20％とします。「ダイナミックJTBの旅旅保証」と「ダイナミックJTBの約款表」を合わせてお支払いする場合においては、お支払いする合計額は旅行代金の30％を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとつの枠につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

③当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスへの提供をもって補償を行なうことがあります。